

岩手県告示第494号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成26年6月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成26年5月21日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社伊藤工業所
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市豊沢町8番35号
 - ウ 代表者の氏名 伊藤泰司
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第1565号
 - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年5月16日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成26年6月3日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社高孝建設
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市桜木町一丁目4番24号
 - ウ 代表者の氏名 高橋孝
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第2870号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年6月2日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成26年5月21日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社新興製作所
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市大畑第9地割92番地6
 - ウ 代表者の氏名 村瀬成一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第40095号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年5月16日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。